

食品の安全確保に関する主な法令とリコールに関する記載内容

2013/5/14
消費者委員会事務局

■理念法・一般法

所管	法令	法令の概要		回収(リコール)に関連する規定	参考
			下位規範等		
消費者庁	消費者基本法	消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、消費者の利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、国、地方公共団体及び事業者の責務等を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策の推進を図り、もつて国民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とする。		(安全の確保) 第十一条 国は、国民の消費生活における安全を確保するため、商品及び役務についての必要な基準の整備及び確保、安全を害するおそれがある商品の事業者による回収の促進、安全を害するおそれがある商品及び役務に関する情報の収集及び提供等必要な施策を講ずるものとする。	
消費者庁	食品安全基本法	食品の安全性の確保に関し、基本理念を定め、関係者の責務および役割を明らかにするとともに、施策の策定に係る基本的な方針を定めることにより、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進することを目的とする。		(食品関連事業者の責務) 第八条 肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材、食品(その原料又は材料として使用される農林水産物を含む。)若しくは添加物(中略)又は器具(中略)若しくは容器包装(中略)の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者(中略)は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たって、自らが食品の安全性の確保について第一義的責任を有していることを認識して、 <u>食の安全性を確保するために必要な措置を食品供給行程の各段階において適切に講ずる責務を有する。</u>	
			【閣議決定】 食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項	第2 国民の食生活の状況等を考慮し、食品健康影響評価の結果に基づいた施策の策定(法第12条関係) (4)消費者庁は、 <u>食品に起因する消費者事故について、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がある場合であるかを否かを迅速に確定し、他の法律の規定に基づく措置がない場合にあっては、消費者安全法(平成21年法律第50号)の規定に基づく勧告及び命令等を行うことにより対応する。</u>	
消費者庁	消費者安全法	消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するため、内閣総理大臣による基本方針の策定について定めるとともに、都道府県及び市町村による消費生活相談等の事務の実施及び消費生活センターの設置、消費者事故等に関する情報の集約等、消費者安全調査委員会による消費者事故等の調査等の実施、消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置その他の措置を講ずることにより、関係法律による措置と相まって、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に寄与することを目的とする。		(事業者に対する勧告及び命令) 第四十条 内閣総理大臣は、商品等又は役務が消費安全性を欠くことにより重大事故等が発生した場合(中略)において、重大消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため必要があると認めるときは、当該商品等(中略)又は役務を供給し、提供し、又は利用に供する事業者に対し、当該商品等又は役務につき、 <u>必要な点検、修理、改造、安全な使用方法の表示、役務の提供の方法の改善その他の必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。</u> 2 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、重大消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため特に必要があると認めるときは、当該事業者に対し、 <u>その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</u> (罰則) 第五十一条 第四十条第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。	要件の定め： 消費者安全法施行令第5条

■食品一般を対象とする法令

所管	法令	法令の概要		回収(リコール)に関する規定	参考
			下位規範等		
厚生労働省	食品衛生法	<p>食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講じることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって、国民の健康の保護を図ることを目的とする。</p>		<p>(食品等事業者の責務) 第三条(略) 3 食品等事業者は、販売食品等に起因する食品衛生上の危害の発生を防止するため、前項に規定する記録の国、都道府県等への提供、食品衛生上の危害の原因となつた販売食品等の廃棄その他の必要な措置を適確かつ迅速に講ずるよう努めなければならない。</p>	
				<p>(廃棄処分・危害除去命令) 第五十四条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、営業者が第六条、第九条、第十条、第十一条第二項若しくは第三項、第十六条若しくは第十八条第二項の規定に違反した場合又は第八条第一項若しくは第十七条第一項の規定による禁止に違反した場合においては、営業者若しくは当該職員にその食品、添加物、器具若しくは容器包装を廃棄させ、又はその他営業者に対し食品衛生上の危害を除去するために必要な処置をとることを命ずることができる。 2 内閣総理大臣又は都道府県知事は、営業者が第二十条の規定に違反した場合においては、営業者若しくは当該職員にその食品、添加物、器具若しくは容器包装を廃棄させ、又はその他営業者に対し虚偽の若しくは誇大な表示若しくは広告による食品衛生上の危害を除去するために必要な処置をとることを命ずることができる。</p>	<p>第11条第3項 →農業取締法、飼料安全法、薬事法を引用</p>
				<p>(罰則) 第七十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。 三 第五十四条第一項(中略)の規定による厚生労働大臣若しくは都道府県知事(中略)の命令若しくは第五十四条第二項(中略)の規定による内閣総理大臣若しくは都道府県知事の命令に従わない営業者(中略)又は第五十五条(中略)の規定による処分に違反して営業を行つた者 第七十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。ただし、その人が食品衛生管理者として、前条の規定により罰金刑を科せられるべきときは、その人については、この限りでない。 一 第七十一条又は第七十二条(略) 一億円以下の罰金刑</p>	
				<p>(有毒・有害物質の混入防止措置等に関する基準) 第五十条 (略) 2 都道府県は、営業(中略)の施設の内外の清潔保持、ねずみ、昆虫等の駆除その他公衆衛生上講ずべき措置に関し、条例で、必要な基準を定めることができる。 3 営業者(中略)は、前二項の基準が定められたときは、これを遵守しなければならない。</p>	
		<p>食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針(ガイドライン)</p>	<p>10 回収・廃棄 (1) 販売食品等に起因する食品衛生上の問題が発生した場合において、消費者に対する健康被害を未然に防止する観点から、問題となった製品を迅速かつ適切に回収できるよう、回収に係る責任体制、具体的な回収の方法、当該施設の所在する地域を管轄する保健所等への報告等の手順を定めること。 (2) 販売食品等に起因する食品衛生上の危害が発生した場合において、回収された製品に関し、廃棄その他の必要な措置を的確かつ迅速に行うこと。 (3) 回収された当該品は、通常製品と明確に区別して保管し、保健所等の指示に従って適切に廃棄等の措置を講ずること。 (4) 回収等を行う際は、必要に応じ、消費者への注意喚起等のため、当該回収等に関する公表について考慮すること。</p>	<p>食品衛生法第50条第2項に基づき、都道府県、指定都市および中核市が営業施設の衛生管理上講ずべき措置を条例で定める場合のガイドライン</p>	

■食品一般を対象とする法令

所管	法令	法令の概要	回収(リコール)に関連する規定	参考
農林水産省	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法)	農林物資の規格を制定し、これを普及させることによって、農林物資の品質改善、生産の合理化、取引の単純公正化及び使用または消費の合理化を図るとともに、農林物資の品質に関する適正な表示を行わせることによって一般消費者の選択に資し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。	<p>(改善命令等)</p> <p>第十九条の二 農林水産大臣は、第十四条第一項の認定を受けた農林物資の製造業者等(以下「認定製造業者等」という。)、同条第二項の認定を受けた農林物資の生産行程管理者(以下「認定生産行程管理者」という。)<u>若しくは同条第三項の認定を受けた農林物資の流通行程管理者(以下「認定流通行程管理者」という。)</u>の行う同条第一項から第三項までの規定による格付(中略)、第十五条第一項の認定を受けた農林物資の小分け業者(以下「認定小分け業者」という。)<u>の行う同項の規定による格付の表示又は第十五条の二第一項の認定を受けた指定農林物資の輸入業者(以下「認定輸入業者」という。)</u>の行う同項の規定による格付の表示が適当でない<u>と認めるときは、当該認定製造業者等、認定生産行程管理者、認定流通行程管理者、認定小分け業者又は認定輸入業者に対し、期間を定めてその改善を命じ、又は格付の表示の除去若しくは抹消を命ずることができる。</u></p> <p>(罰則)</p> <p>第二十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。 二 第十九条の二の規定による格付の表示の除去又は抹消の命令に違反した者</p> <p>(表示に関する指示等)</p> <p>第十九条の十四 第十九条の十三第一項若しくは第二項の規定により定められた同条第一項第一号に掲げる事項(以下「表示事項」という。)を表示せず、又は同項若しくは同条第二項の規定により定められた同条第一項第二号に掲げる事項(以下「遵守事項」という。)を遵守しない製造業者等があるときは、内閣総理大臣又は農林水産大臣(中略)は、当該製造業者等に対して、<u>表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。</u></p> <p>2 第十九条の十三第三項の規定により定められた品質に関する表示の基準を守らない製造業者等があるときは、内閣総理大臣又は農林水産大臣は、当該製造業者等に対し、<u>その基準を守るべき旨の指示をすることができる。</u></p> <p>4 内閣総理大臣は、第一項又は第二項の規定による指示を受けた者が、<u>正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</u></p> <p>(罰則)</p> <p>第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 八 第十九条の十四第四項の規定による命令に違反した者</p> <p>第二十九条 法人(人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。 一 第二十三条の二又は第二十四条(第八号に係る部分に限る。) 一億円以下の罰金刑</p> <p>(名称の表示の除去命令等)</p> <p>第十九条の十六 農林水産大臣は、前条の規定に違反した者に対し、<u>指定農林物資に係る日本農林規格において定める名称の表示若しくはこれと紛らわしい表示を除去若しくは抹消すべき旨を命じ、又は指定農林物資の販売、販売の委託若しくは販売のための陳列を禁止することができる。</u></p> <p>(罰則)</p> <p>第二十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。 三 第十九条の十六の規定による処分に違反した者</p>	

■食品一般を対象とする法令

所管	法令	法令の概要	回収(リコール)に関連する規定	参考
消費者庁	健康増進法	我が国における急速な高齢化の進展及び疾病構造の変化に伴い、国民の健康の増進の重要性が著しく増大していることにかんがみ、国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るための措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを目的とする。	<p>(誇大表示の禁止) 第三十二条の二 何人も、食品として販売に供する物に関して広告その他の表示をするときは、健康の保持増進の効果その他内閣府令で定める事項(中略)について、著しく事実と相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。</p> <p>(勧告等) 第三十二条の三 内閣総理大臣は、前条第一項の規定に違反して表示をした者がある場合において、国民の健康の保持増進及び国民に対する正確な情報の伝達に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、その者に対し、<u>当該表示に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。</u> 2 内閣総理大臣は、前項に規定する勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、<u>その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</u></p> <p>(罰則) 第三十六条の二 第三十二条の第三第二項の規定に基づく命令に違反した者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p>	
消費者庁	食品表示法案 【未制定】	食品に関する表示が食品を摂取する際の安全性の確保及び自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保に関し重要な役割を果たしていることに鑑み、販売の用に供する食品に関する表示について、基準の策定その他の必要な事項を定めることにより、その適正を確保し、もって一般消費者の利益の増進を図るとともに、食品衛生法、健康増進法及び農林物資の規格化等に関する法律による措置と相まって、国民の健康の保護及び増進並びに食品の生産及び流通の円滑化並びに消費者の需要に即した食品の生産の振興に寄与することを目的とする。	<p>(指示等) 第六条 食品表示基準に定められた第四条第一項第一号に掲げる事項(以下「表示事項」という。)が表示されていない食品(酒類を除く。以下この項において同じ。)の販売をし、又は販売の用に供する食品に関して表示事項を表示する際に食品表示基準に定められた同条第一項第二号に掲げる事項(以下「遵守事項」という。)を遵守しない食品関連事業者があるときは、内閣総理大臣又は農林水産大臣(中略)は、当該食品関連事業者に対し、<u>表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。</u> 3 表示事項が表示されていない酒類の販売をし、又は販売の用に供する酒類に関して表示事項を表示する際に遵守事項を遵守しない食品関連事業者があるときは、内閣総理大臣又は財務大臣(中略)は、当該食品関連事業者に対し、<u>表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。</u> 5 内閣総理大臣は、第一項又は第三項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、<u>その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</u> 8 内閣総理大臣は、食品関連事業者等が、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項として内閣府令で定めるものについて食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売をし、又は販売をしようとする場合において、消費者の生命又は身体に対する危害の発生又は拡大の防止を図るため緊急の必要があると認めるときは、当該食品関連事業者等に対し、<u>食品の回収その他必要な措置をとるべきことを命じ、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部を停止すべきことを命ずることができる。</u></p> <p>(罰則) 第十七条 第六条第八項の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 第二十二條 法人(人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。 一 第十七条 三億円以下の罰金刑</p>	

■特定の食品を対象とする法令

所管	法令	法令の概要	回収(リコール)に関する記述・条文	参考
農林水産省	牛の個体識別に関する情報の管理及び伝達に関する特別措置法(牛トレーサビリティ法)	牛の個体の識別のための情報の適正な管理及び伝達に関する特別の措置を講ずることにより、牛海綿状脳症の蔓延を防止するための措置の実施の基礎とするとともに、牛肉に関わる当該個体の識別のための情報の提供を促進し、もって、畜産及びその関連産業の健全な発展並びに消費者の利益の増進を図ることを目的とする。	<p>(販売業者による個体識別番号の表示等)</p> <p>第十五条 販売業者は、特定牛肉の販売をするときは、農林水産省令で定めるところにより、当該特定牛肉若しくはその容器、包装若しくは送り状又はその店舗の見やすい場所に、当該特定牛肉に係る牛の個体識別番号を表示しなければならない。</p> <p>2 前項の場合においては、販売業者は、一の特定牛肉について一の個体識別番号を表示しなければならない。ただし、次に掲げる要件のいずれにも該当する特定牛肉の販売をするときは、一の特定牛肉について二以上の個体識別番号を表示することができる。</p> <p>一 いずれの牛から得られたものであるかを識別することが困難な特定牛肉であること。</p> <p>二 農林水産省令で定める頭数以下の牛から得られた特定牛肉であること。</p> <p>4 前項の場合には、販売業者は、農林水産省令で定めるところにより、その氏名又は名称を併せて表示するとともに、当該特定牛肉の販売の相手方、消費者その他の者の求めに応じ、当該荷口番号に対応する個体識別番号を明らかにしなければならない。ただし、他の者が定めた荷口番号を表示する場合において、農林水産省令で定めるところにより、当該他の者の氏名又は名称を表示したときは、この限りでない。</p> <p>(勧告及び命令)</p> <p>第十八条 農林水産大臣は、と畜者が第十四条第一項又は第二項の規定を遵守していないと認めるときは、当該と畜者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。</p> <p>2 農林水産大臣は、販売業者が第十五条第一項、第二項又は第四項の規定を遵守していないと認めるときは、当該販売業者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。</p> <p>4 農林水産大臣は、前三項に規定する勧告を受けたと畜者、販売業者又は特定料理提供業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該と畜者、販売業者又は特定料理提供業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>(罰則)</p> <p>二十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>三 第九条第四項又は第十八条第四項の命令に違反した者</p>	
農林水産省 消費者庁	米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(米トレーサビリティ法)	この法律は、米穀事業者に対し、米穀等の譲受け、譲渡し等に係る情報の記録及び産地情報の伝達を義務付けることにより、米穀等に関し、食品としての安全性を欠くものの流通を防止し、表示の適正化を図り、及び適正かつ円滑な流通を確保するための措置の実施の基礎とするとともに、米穀等の産地情報の提供を促進し、もって国民の健康の保護、消費者の利益の増進並びに農業及びその関連産業の健全な発展を図ることを目的とする。	<p>(一般消費者に対する産地情報の伝達)</p> <p>第八条 米穀事業者(中略)は、指定米穀等について一般消費者への販売又は提供をするときは、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(中略)第十九条の十三第一項から第三項までの規定により定められた品質に関する表示の基準又は酒税の保安及び酒類業組合等に関する法律(中略)第八十六条の六第一項の規定により定められた酒類の表示の基準に従って当該指定米穀等の産地を表示しなければならない場合を除き、主務省令で定めるところにより、その包装又は容器への表示その他の方法により、当該指定米穀等の産地を、当該一般消費者に伝達しなければならない。</p> <p>(勧告及び命令)</p> <p>第九条 主務大臣は、米穀事業者が前条第一項の規定を遵守していないと認めるときは、当該米穀事業者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。</p> <p>2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた米穀事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該米穀事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>(罰則)</p> <p>第十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>四 第九条第二項の規定による命令に違反した者</p>	

■特定の食品を対象とする法令

所管	法令	法令の概要	回収(リコール)に関する記述・条文	参考
財務省	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律	酒税が国税収入のうちにおいて占める地位にかんがみ、酒税の保全及び酒類業界の安定のため、酒類業者が組合を設立して酒税の保全に協力し、及び共同の利益を増進する事業を行うことができることとともに、政府が酒類業者等に対して必要な措置を講ずることができるようにし、もつて酒税の確保及び酒類の取引の安定を図ることを目的とする。	<p>(酒類の表示の基準)</p> <p>第八十六条の六 財務大臣は、前条に規定するもののほか、酒類の取引の円滑な運行及び消費者の利益に資するため酒類の表示の適正化を図る必要があると認めるときは、酒類の製法、品質その他の政令で定める事項の表示につき、酒類製造業者又は酒類販売業者が遵守すべき必要な基準を定めることができる。</p> <p>3 財務大臣は、第一項の規定により定められた酒類の表示の基準を遵守しない酒類製造業者又は酒類販売業者があるときは、その者に対し、その基準を遵守すべき旨の指示をすることができる。</p> <p>(酒類の表示に関する命令)</p> <p>第八十六条の七 財務大臣は、前条第三項の指示を受けた者がその指示に従わなかった場合において、その遵守しなかった表示の基準が、同条第一項の表示の基準のうち、酒類の取引の円滑な運行及び消費者の利益に資するため特に表示の適正化を図る必要があるものとして財務大臣が定めるもの(以下「重要基準」という。)に該当するものであるときは、その者に対し、当該重要基準を遵守すべきことを命令することができる。</p> <p>(罰則)</p> <p>第九十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>二 第八十六条の七の規定による命令に違反した者</p>	
厚生労働省	薬事法	医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の品質、有効性及び安全性の確保のために必要な規制を行うとともに、指定薬物の規制に関する措置を講ずるほか、医療上特にその必要性が高い医薬品及び医療機器の研究開発の促進のために必要な措置を講ずることにより、保健衛生の向上を図ることを目的とする。	<p>(販売、授与等の禁止)</p> <p>第五十五条 第五十条から前条までの規定に触れる医薬品は、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列してはならない。</p> <p>2 模造に係る医薬品、第十三条の三の認定を受けていない製造所(外国にある製造所に限る。)において製造された医薬品、第十三条第一項若しくは第六項の規定に違反して製造された医薬品又は第十四条第一項若しくは第九項(第十九条の二第五項において準用する場合を含む。)、第十九条の二第四項若しくは第二十三条の二第一項若しくは第四項の規定に違反して製造販売をされた医薬品についても、前項と同様とする。</p> <p>(承認前の医薬品等の広告の禁止)</p> <p>第六十八条 何人も、第十四条第一項又は第二十三条の二第一項に規定する医薬品又は医療機器であつて、まだ第十四条第一項若しくは第十九条の二第一項の規定による承認又は第二十三条の二第一項の規定による認証を受けていないものについて、その名称、製造方法、効能、効果又は性能に関する広告をしてはならない。</p> <p>(廃棄等)</p> <p>第七十条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器を業務上取り扱う者に対して、第四十三条第一項の規定に違反して貯蔵され、若しくは陳列されている医薬品、同項の規定に違反して販売され、若しくは授与された医薬品、同条第二項の規定に違反して貯蔵され、若しくは陳列されている医療機器、同項の規定に違反して販売され、賃貸され、若しくは授与された医療機器、第四十四条第三項、第五十五条(中略)、第五十六条(中略)、第五十七条第二項(中略)、第六十五条若しくは第六十八条の六に規定する医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療機器、第二十三条の四の規定により製造販売の認証を取り消された医薬品若しくは医療機器、第七十四条の二第一項若しくは第三項第二号(中略)、第四号若しくは第五号(中略)の規定により製造販売の承認を取り消された医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療機器、第七十五条の三の規定により第十四条の三第一項(中略)の規定による製造販売の承認を取り消された医薬品若しくは医療機器又は不良な原料若しくは材料について、廃棄、回収その他公衆衛生上の危険の発生を防止するに足りる措置を採るべきことを命ずることができる。</p>	食品が専ら医薬品として使用される成分を含有していたり医薬品的な効能効果を標榜したりした場合には無承認医薬品として薬事法違反となるが、効能効果の広告のみでは回収に関する第70条は適用されない。

■ 広く商品等を対象とする法令

所管	法令	法令の概要	回収(リコール)に関連する規定	参考
経済産業省	計量法	計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保し、もって経済の発展及び文化の向上に寄与することを目的とする。	<p>(密封をした特定商品に係る特定物象量の表記)</p> <p>第十三条 政令で定める特定商品の販売の事業を行う者は、その特定商品とその特定物象量に関し密封(中略)をするときは、量目公差を超えないようにその特定物象量の計量をして、その容器又は包装に経済産業省令で定めるところによりこれを表記しなければならない。</p> <p>2 前項の政令で定める特定商品以外の特定商品の販売の事業を行う者がその特定商品とその特定物象量に関し密封をし、かつ、その容器又は包装にその特定物象量を法定計量単位により表記するときは、量目公差を超えないようにその表記する特定物象量の計量をし、かつ、その表記は同項の経済産業省令で定めるところによらなければならない。</p> <p>(輸入した特定商品に係る特定物象量の表記)</p> <p>第十四条 前条第一項の政令で定める特定商品の輸入の事業を行う者は、その特定物象量に関し密封をされたその特定商品を輸入して販売するときは、その容器又は包装に、量目公差を超えないように計量をされたその特定物象量が同項の経済産業省令で定めるところにより表記されたものを販売しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、前条第一項の政令で定める特定商品以外の特定商品の輸入の事業を行う者がその特定物象量に関し密封をされたその特定商品を輸入して販売する場合において、その容器又は包装にその特定物象量が法定計量単位により表記されたものを販売するときに準用する。</p> <p>(勧告等)</p> <p>第十五条 都道府県知事又は特定市町村の長は、第十二条第一項若しくは第二項に規定する者がこれらの規定を遵守せず、第十三条第一項若しくは第二項に規定する者が同条各項の規定を遵守せず、又は前条第一項若しくは第二項に規定する者が同条各項の規定を遵守していないため、当該特定商品を購入する者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、これらの者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>2 都道府県知事又は特定市町村の長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>3 都道府県知事又は特定市町村の長は、第十二条第一項若しくは第二項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定を遵守していないため第一項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>(罰則)</p> <p>第一百七十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>二 第十五条第三項(略)の規定による命令に違反した者</p>	

■ 広く商品等を対象とする法令

所管	法令	法令の概要	回収(リコール)に関する規定	参考
消費者庁	不当景品類及び不当表示防止法	商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。	<p>(不当な表示の禁止)</p> <p>第四条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。</p> <p>一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの</p> <p>二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの</p> <p>(措置命令)</p> <p>第六条 内閣総理大臣は、第三条の規定による制限若しくは禁止又は第四条第一項の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。(以下略)</p> <p>(罰則)</p> <p>第十五条 第六条の規定による命令に違反した者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。</p> <p>二 前項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。</p> <p>第十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、当該各号に定める罰金刑を科する。</p> <p>一 第十五条第一項 三億円以下の罰金刑</p>	

■参考: 条例

所管	条例	制定の目的	自主回収に関する規定	参考
東京都	東京都 食品安全条例	食品の安全の確保に関し、基本理念を定め、並びに東京都（以下「都」という。）及び事業者の責務並びに都民の役割を明らかにするとともに、食品の安全の確保に関する基本的な施策及び健康への悪影響の未然の防止のための具体的な方策を推進することにより、食品の安全を確保し、もって現在及び将来の都民の健康の保護を図ることを目的とする。	(事業者の責務) 第五条（略） 3 事業者は、自らが取り扱う食品等による健康への悪影響又は生産資材が食品等に用いられることによる健康への悪影響が発生し、又はそのおそれがある場合には、当該悪影響の発生又は拡大の防止に必要な措置を的確かつ迅速に講ずる責務を有する。	
			(措置勧告) 第二十二条 知事は、前条第一項に規定する調査の結果、食品による健康への悪影響を未然に防止するため必要があると認めるときは、法令又は他の条例に定める措置を執る場合を除き、事業者又は事業者により構成される団体その他の関係者に対し、健康への悪影響の防止に必要な措置を執るべきことを勧告するとともに、その旨を公表することができる。	
			(自主回収報告制度) 第二十三条 特定事業者は、その生産し、製造し、輸入し、加工し、又は販売した食品等の自主的な回収に着手した場合（中略）であって、当該食品等が次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を規則で定めるところにより知事に報告しなければならない。 一 食品衛生法の規定に違反する食品等（中略） 二 前号に掲げるもののほか、健康への悪影響を未然に防止する観点から、この項の規定による報告が必要と認められる食品等として、規則で定めるもの。	

■参考: 自主回収を促進する制度

所管	制度名	制度の概要	内容	参考
農林水産省	自主申告情報	食品表示に対する消費者の信頼を確保するため、製造業者等がJAS法違反又はJAS法違反のおそれのある事実を発見したり、確認した場合に、農林水産省への自主申告を促すもの。	製造業者等においてJAS法違反又はJAS法違反のおそれがあると思われる場合に、所定事項を記入した申告用紙を農政局、農政事務所へ提出するよう促し、申告情報の公表を希望した場合は、農林水産省が受理した後2週間ホームページに掲載する。	
東京都 福祉保健局	自主回収報告制度	特定事業者が健康への悪影響の未然防止等を目的に製品を自主回収する場合に、その内容を都に報告することを義務づけるもの。 自主回収そのものを義務づける制度ではない。	特定事業者から報告された自主回収及びその終了に関する情報をホームページで公表。 さらに、回収された製品が再び都民の手に渡ることがないよう、都が確認する。	30近い自治体が東京都と同様に自主回収の報告を義務化している。